

平成 30 年度第 1 回消費生活審議会での主なご意見と対応

	主な意見	対 応
5 推進 施策	新規施策について	
	消費者教育の充実に向けて事業を打ち出ししてもらいたい・新しい施策に知恵を絞っていただきたい。	エシカル消費を周知するイベントや消費者教育コーディネーターの配置、県ホームページの改修などを検討しており、計画の裏づけとなる予算確保に努力してまいりたい。
ライフ ステージに 応じた消費 者教育	家庭向け消費者教育	
	自分の子どもがどのようなことをネットで行っているのかなどについて保護者がどこまで知っているのか疑問。子どもを持つ保護者への教育も必要。	第 4 章 2(3)「家庭」において、PTA に対して、県作成のハンドブックを活用した啓発を行うことなどについて記載。
	講座開催・相談窓口の周知について	
	講座の周知先について、切り口を変えて P T A 始め各地域のリーダーのような人など、あらゆる機会を活用し、至るところに周知する。	市町村や関係団体などこれまでに講座の周知を行ってきた周知先や周知方法に加え、例えば SDG s など新たな切り口から P T A や事業者団体などに新たに周知するとともに、周知媒体の利用に努めてまいりたい。
	消費生活に関する相談先がわからないという調査結果があり、P R の充実が必要。	第 4 章 5「効果的な情報収集・発信」において、県ホームページに消費者トラブル情報やその対処方法をわかりやすく掲載することやツイッターによる情報発信などについて記載。
担 い 手 の 育 成	消費者教育への事業者の参画	
	事業者を講師とした出前講座など、事業者が消費者教育に関わるよう働きかけをしてはどうか。	事業者が消費者教育の担い手として関与されることは重要であり、第 4 章 2(4)「職域」において事業者によるエシカル消費の普及啓発など事業者の参画について記載。
	消費者教育の担い手（くらしのアドバイザー）	
・指標となっている担い手について、推進リーダーとくらしのアドバイザーとの関係など、どのような人を増員するのか。担い手がどのように地域で役割を果たしていくのか。	・くらしのアドバイザーや推進リーダー、民生委員など高齢者見守り研修の受講者を想定。地域において消費生活に関する知識を普及する講座の開催や高齢者等の見守り活動を行っていただくこととしている。	
・消費者教育の担い手として活躍したいという意欲を持ち、くらしのアドバイザーとして県の委嘱を受けた方の活動が一般市民には見えていないため、そういう方が動きやすい体制を作してほしい。	・実際の活動事例についてホームページにおいてわかりやすく紹介するなど、市町村とも連携し、引き続きアドバイザーや活動内容について周知に努めてまいりたい。	

6 他消費生活関連施策との連携	行政の取組みに対する満足度と重要度	
	<p>商品やサービスに関する不正表示の監視・指導や悪質事業者の取締りの満足度が低く重要度が高い。新しい施策の中にはどのような形でそれが盛り込まれたのか。</p>	<p>6「他の消費生活関連施策」に不正表示の監視・指導や用監視事業者の取締りなど、消費者の安全・安心の確保に関して同様の記載を盛り込むことを検討。</p>
7 計画の推進体制	評価指標、目標値について	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生講座3年で1回受講というの少ない。 ・高校生については、目標に加えて、別の方法で消費者教育を強化することが必要。 	<p>H30.3月に改正された新学習指導要領において、消費生活に関して充実が図られたが、成年年齢引下げを踏まえ、新要領による消費者教育は(完全移行H34のところ)来年度から先行実施することとされた。新学習指導要領に基づく消費者教育の充実に加えて、すべての高校生が、弁護士等の専門家による出前講座をまずは1回受講できるよう取り組み、高校生への消費者教育を充実してまいりたい。</p>
	<p>高齢者の出前講座の受講者の目標数は5千人となっているが、達成可能なのか。</p>	<p>消費生活講座及びくらしの相談会の過去の参加者数を勘案して算出したもので、現状の約4千人から約100人ずつ増加させることとしている。</p>
<p>目標設定がプロセス評価のみとなっている。</p> <p>高校生講座、高齢者の受講者数や担い手の人数など、目標を達成した結果、得られる成果がわからない。</p>	<p>消費者トラブルにあわない県民の割合を新たに指標に追加した。</p> <p>なお、国の方針において、消費者教育の普及の程度を図る指標について研究を実施する必要があるとされており、その動向等を注視してまいりたい。</p>	